

信書便事業の現状

平成23年9月6日
総務省情報流通行政局
郵政行政部信書便事業課

はじめに

信書便法は、郵便のユニバーサルサービスを確保しつつ、多様な信書送達サービスを提供することによって利便の向上を図ることを目的として、平成15年に施行されました。

法の施行から8年あまりを経て、これまでに300を超える事業者が特定信書便事業に参入し、実際に提供されるサービスも多彩なものとなってきています。

しかし、事業の成長に伴って課題も明らかとなってきていることも踏まえて、その解決を図るとともに、併せて今後の更なる発展の方向についても検討する必要性が高まっていると言えます。

本資料は、このような問題意識に立って、特定信書便事業の中間評価的視点から概括的な整理を試みたものです。

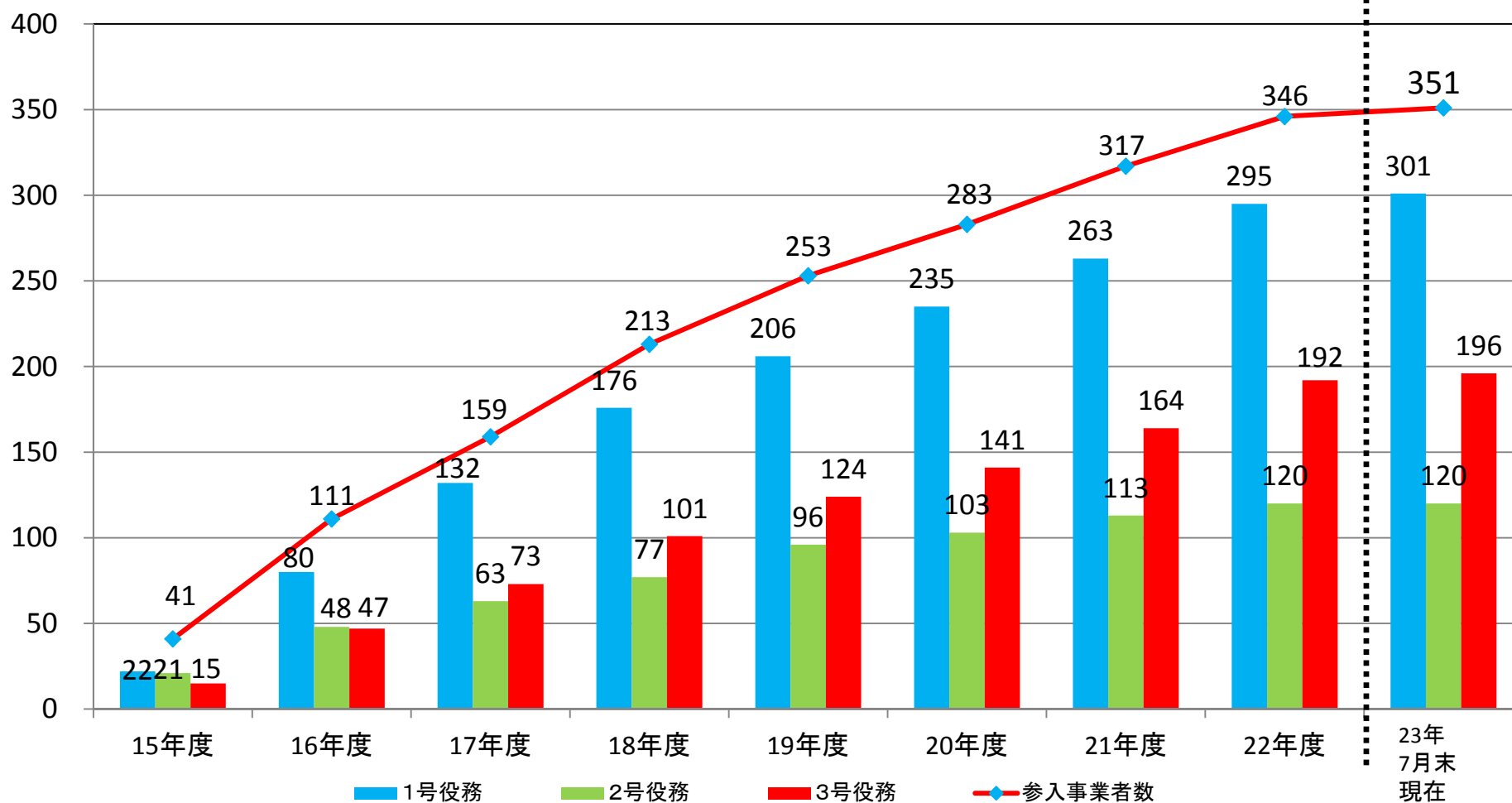
目次

1	業界の概況	
(1)	特定信書便事業への参入事業者数及び役務別提供者数の推移 (年度別)	2
(2)	役務別特定信書便引受通数の推移	3
(3)	役務別特定信書便売上高の推移	3
2	特定信書便サービスの動向	
(1)	信書便役務の考え方と当初想定されたサービス	4
(2)	特定信書便事業における代表的なサービス	5
(3)	料金の推移	6
(4)	実現したメリット(例)	7
(5)	信書便サービスの「安心・安全」性に関する評価	7
3	サービス提供主体	
(1)	資本金規模別事業者分布	8
(2)	全国展開／地域特化	9
(3)	多様な業界からの参入	10
4	課題	11

1 業界の概況

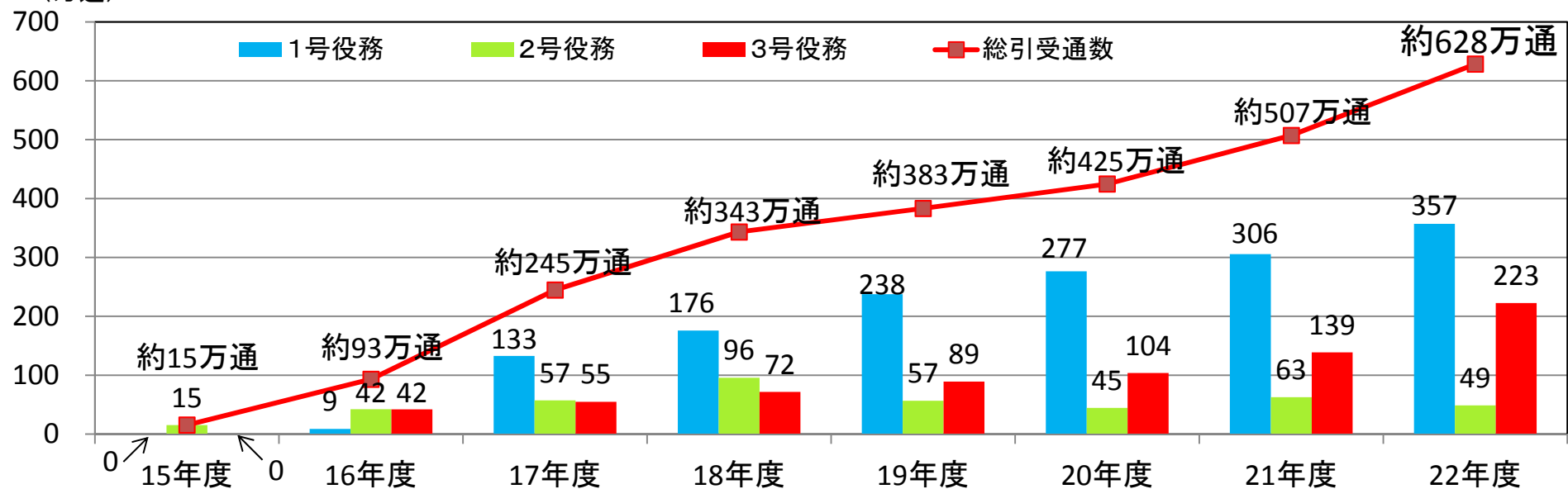
- 特定信書便事業の事業者数は約350者で、最も多いのは1号役務
- 総引受通数は約628万通で売上高総額は約69億円。3号役務の引受け及び売上げが急増

(者) (1) 特定信書便事業への参入事業者数及び役務別提供者数*の推移(年度別)

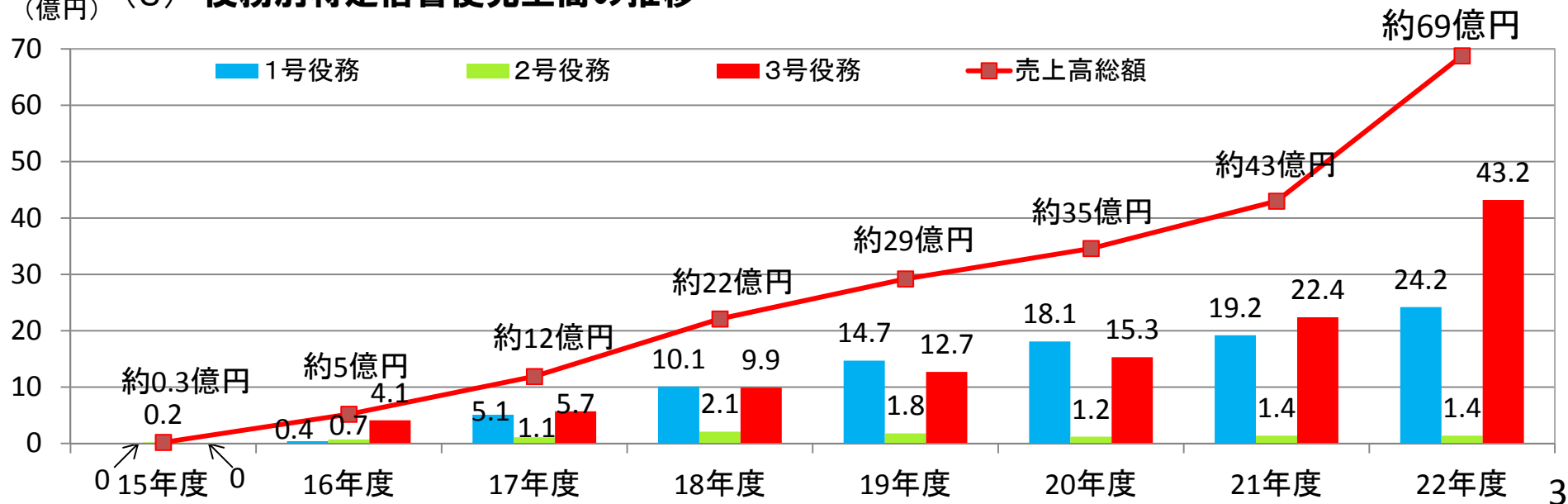


*複数役務に参入する事業者がいるため、特定信書便事業への参入事業者数とは一致しない。

(万通) (2) 役務別特定信書便引受通数の推移



(億円) (3) 役務別特定信書便売上高の推移



2. 特定信書便サービスの動向

- 当初想定されたサービスが行われている他、新しいサービスが生まれているケースもある。
- 信書便サービスの代表的なものは5類型(公文書集配、企業グループ内便、地域内急送便、電報類似サービス、広域急送便)
- 5類型毎のサービス料金には大きな隔たり。特に、地域内急送便が安く、広域急送便は高い傾向。
- 信書便サービスによるメリットの実例としては、地方公共団体等によるアウトソーシングによるコスト削減、電報類似サービスの付加価値の多様化など
- 信書便サービスの「安全・安心」性については、業界の歴史が浅いこともあり評価が高いとはいえない。

(1) 信書便役務の考え方と当初想定されたサービス

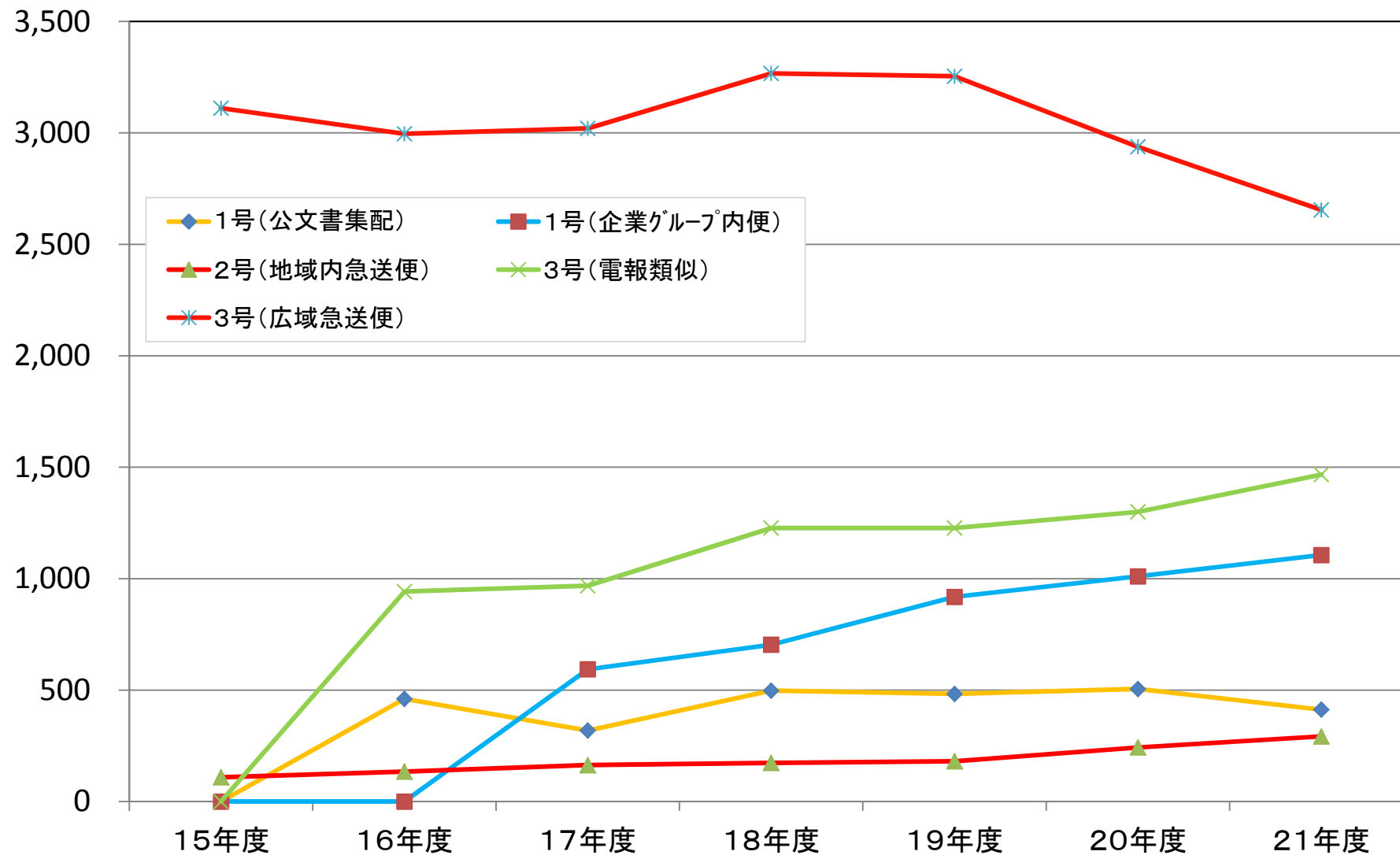
	1号役務	2号役務	3号役務
役務の要件	長さ、幅、厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達	信書便物が差し出された時から3時間以内に信書便物を送達	料金の額が1千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(1千円)を超えるもの
対比される郵便サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◆日本郵政公社(現郵便事業株式会社)の扱う郵便物は、次の大きさ等を超えることができない。(郵便法第15条) ・長さ、幅及び厚さの合計が90cm ・4kg(第1種郵便物) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆郵便の急送サービス ・モーニング10(翌朝10時郵便) ・新特急郵便(大都市部のサービスで、午前中差し出し→午後5時頃まで配達) ◆バイク急送便は、1~2時間程度で送達(法制定時の総務省調べ) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆書留速達の郵便料金は、大体1千円以下 料金=郵便物の基本料金 + 書留・速達の加算料金 = 80円~1,150円 + 420円 + 270円 (1千円以上となるのは郵便物が250g超のとき)
当初想定されたサービス	<ul style="list-style-type: none"> ◆個人間より企業間や企業・個人間の大きな信書 ◆価格競争力のある大型のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ◆都心で3時間以内でのサービス ◆需要が集中している都心5区でのサービス 	

(2) 特定信書便事業における代表的なサービス

	内容	意図・要因	成果
1号(大型)	公文書集配 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体の本庁・支庁間の公文書を集配。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政経費削減 ○ 自治体区域拡大に伴う需要の増大 ○ コンプライアンス 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経費削減を実現。 ○ 工賃アップ(障がい者支援施設)
	企業グループ内便 <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業グループ内部の文書を集配。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループ内アウトソーシング推進 ○ コンプライアンス 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アウトソーシングによる効率化。
2号(高速)	地域内急送便 <ul style="list-style-type: none"> ○ 信書便物をバイク等で3時間以内に送達。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信書急送需要に対応 ○ 貨物急送の経営資源を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近距離の信書急送を実現。在宅勤務の支援の可能性。 ○ 送達時間の制約がない3号への移行。
	電報類似サービス <ul style="list-style-type: none"> ○ ネット・電話等で引き受けたメッセージを印刷・封緘して送達。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 慶弔電信需要の多様化に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選択肢拡大による利用者利便増大。
3号(高価)	広域急送便 <ul style="list-style-type: none"> ○ 信書便物を一定時間以内に送達。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信書急送需要に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中・長距離の信書急送を実現。

(3) 料金の推移

(円/通)



(4) 実現したメリット（例）

① 地方公共団体の公文書配送における経費節減

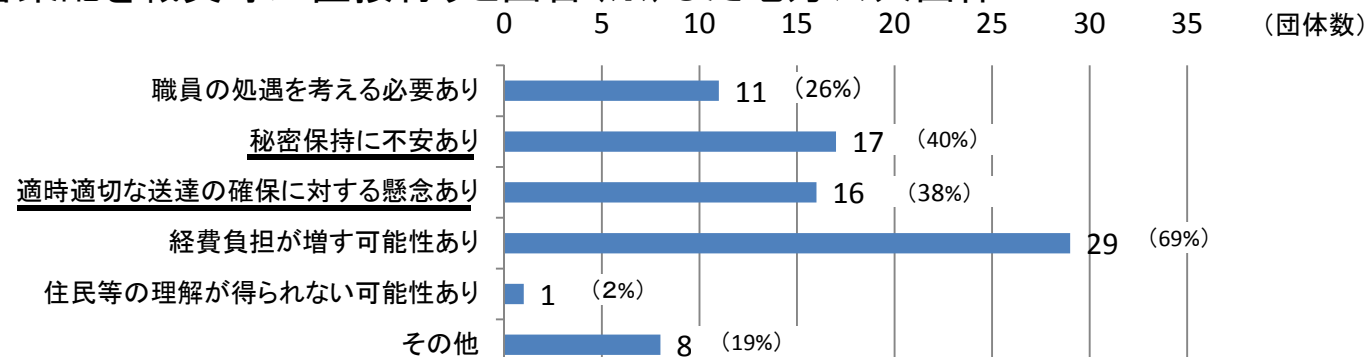
自治体名	経費節減の状況
A市(中国地方)	3分の1、約2千万円の削減（対巡回郵便）
B市(近畿地方)	半減
C市(近畿地方)	6割削減（対職員による送達）
D市(東海地方)	3分の2削減（対職員による送達）
E市(九州地方)	〃（対巡回郵便）
F市(九州地方)	4分の3削減（対平成16年度の非常勤職員による送達）

② 電報類似サービスにおけるサービス

- 数百字までは文字数に関係なく、一定の料金(1,000円超)で利用が可能
- 加盟式場へは受け付けてから最短で2時間後に配達
- カタログギフト会社と連携し、ギフトカタログも一緒に送ることでギフト需要を喚起

(5) 信書便サービスの「安心・安全」性に関する評価

公文書集配を職員等が直接行うと回答(※)した地方公共団体

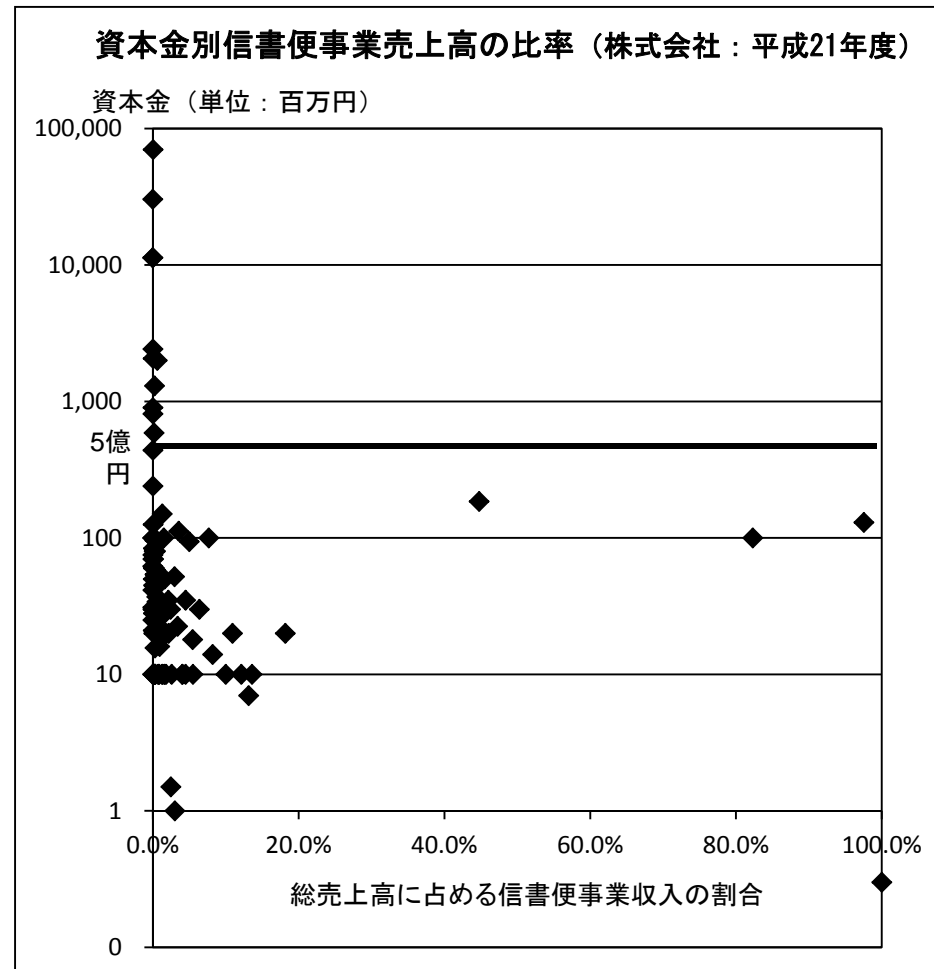
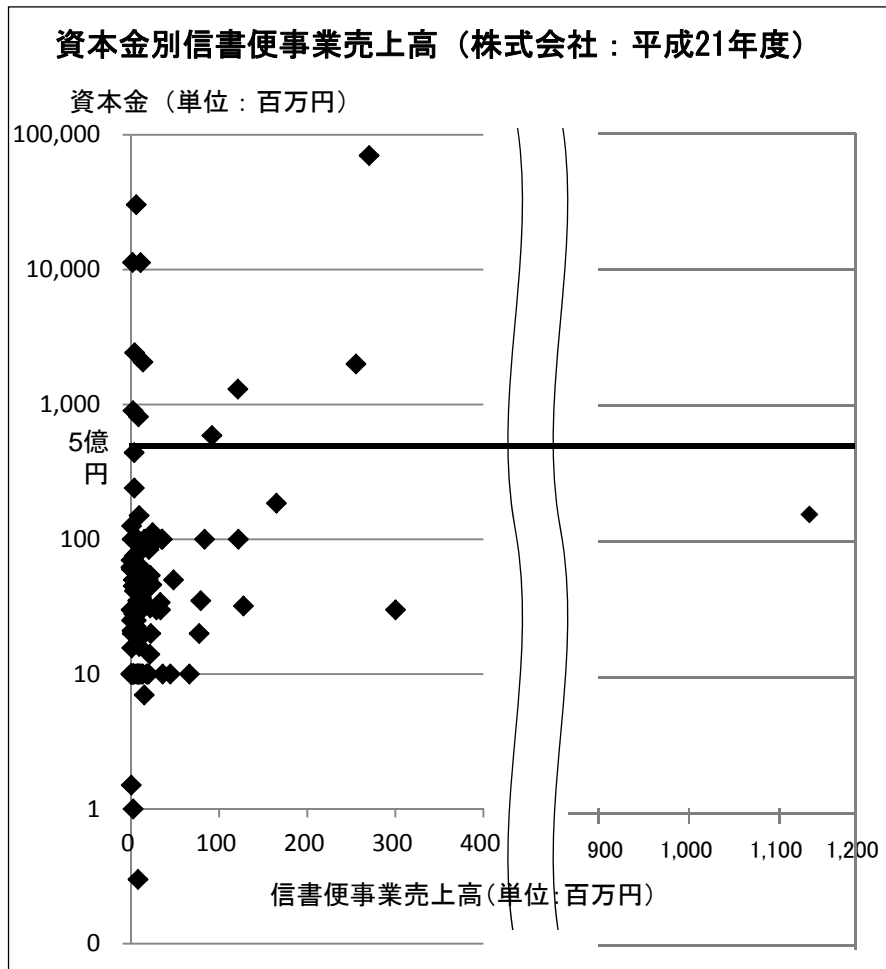


※ 平成22年10月に都道府県及び特例市以上の市122団体(23区を含む。)を対象に行ったアンケート調査の結果

3. サービス提供主体

- 信書便事業では、中堅・中小企業も活躍
- 全国展開型の事業者と地域限定型の事業者があるが、地域→全国の傾向もあり
- 多様な業界からの参入が特徴

(1) 資本金規模別事業者分布



※ いずれも、株式会社たる特定信書便事業者のうち、平成21年度において事業実績を有した者(112者)のデータによる。

(2) 全国展開／地域特化

全国展開型

- 全国の支店で信書便事業を展開する大手物流業者
- 電話・FAX・インターネットで全国から信書便物の引受けを行う電報類似サービス業者
- 全国の組合員に業務委託することで信書便事業を全国展開する貨物運送事業者組合
- 航空会社と業務委託契約を締結して信書便事業を全国展開する航空貨物事業者

地域特化型

- 地方公共団体の公文書集配業務の受託を目的として参入した貨物運送事業者
- 会社の本・支店・営業所間やグループ企業間の信書の送達を目的として参入した地場の運送事業者・関連企業
- バイク便・自転車便等の運送事業者
- 地元の冠婚葬祭に伴う慶弔需要に特化した電報類似サービス事業者

	事業者数(者)	引受物数(万通)	売上高(百万円)
全国	48(14%)	323(51%)	4,697(68%)
複数都道府県	99(28%)	105(17%)	833(12%)
単独都道府県	204(58%)	200(32%)	1,358(20%)
合計	351(100%)	628(100%)	6,888(100%)

注：事業者数は平成23年7月末現在、引受物数及び売上高は平成22年度実績

(3) 多様な業界からの参入

[主要業種別・参入事業者内訳]

平成23年7月末現在

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	274	不動産業	2
警備業	16	印刷業	1
障害者福祉事業	9	鉄鋼業	1
電気通信サービス業	6	情報サービス業	1
廃棄物処理業	5	建設業(造園工事)	1
ビルメンテナンス業	5	教育、学習支援業	1
旅客運送業	3	その他卸売・小売業	5
電気機械器具小売業	2	その他サービス業	17
信書送達業	2	計	351

4. 課題

信書便事業は平成15年の法施行以降、事業者数、取扱通数とも順調に伸び、また、サービス内容も民間事業者ならではの多彩なサービスが提供され始める等、質量ともに着実に増加・充実してきているところ。

今後はさらなる利用者の利便増進を図るため、次のような諸課題をクリアする必要。

(1) 特定信書便事業の「安全・安心」に係る信頼意識の向上

- 信書便事業の周知
- 実績のアピール
- ハトのマーク(特定信書便マーク)

(2) 提供サービスの多様化・高度化

- 迅速性、料金、付加サービス
- 新たなビジネスモデルの構築
- 多様な業界からの参入をイノベーションの契機に

(3) 業界内情報の共有化